

2016年10月号
(2016/10/06)

◆◆abeam通信◆◆

— 目次 —

- 平成28年10月の税務
- 株主リストの添付が義務化

いつもお世話になっております。

すっかり秋らしい気候になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月のabeam通信をお届けします。

平成28年10月の税務

10/11

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/17

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10/31

- 8月決算法人の確定申告

<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

- 2月決算法人の中間申告

<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7
三共仙台ビル3F
TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

株主リストの添付が義務化

◆登記悪用の違法行為が後を絶たず

株主総会議事録を偽造して、役員になりすまして役員変更登記をしたり、本人承諾のない取締役就任登記をしたりして、会社財産を処分するなど、法人登記を悪用した犯罪や違法行為が後を絶たないようです。

それで、本年10月1日からの法人登記に際しては、「株主リスト」の添付が要求されるようになりました。

◆商業登記規則等の改正により

株式会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請では、

(1) 登記すべき事項につき株主全員の同意（種類株主全員の同意）を要する場合

(2) 登記すべき事項につき株主総会の決議（種類株主総会の決議）を要する場合

には、株主リスト提出が要件とされました。株主総会決議を省略する場合にも株主リストの添付は必要です。

◆株主リストの記載事項

添付株主リストには、議決権数上位10名以上又は議決権割合合計が3分の2以上の株主に係る次の事項を記載します。

①株主の氏名又は名称

②住所

③株式数

④議決権数

⑤議決権数割合

⑥以上に関する代表者の証明

(ただし、全株主同意を要する登記では、⑤は不要です。)

本年10月1日前の株主総会であっても、その日以降の登記申請では、株主リストの添付が必要です。種類株式発行会社の場合は、上記③は、「種類株式の種類及び数」となります。

◆別表(二)を代用できる

法務省のホームページでは、株主リストの書式例・記載例を公表するとともに、企業側の負担を考慮し、同族会社等判定明細書(A)や有価証券報告書の「大株主の状況の欄」(B)などの既存書類を利用できるとしています。(A)というのは、法人税申告書の別表(二)のことです。上記①～⑤の記載が完全で、そこに代表者の証明がなされれば、要件を具備した書面になります。

なお、3分の2以上要件の判定に同族関係者の保有株式の合計が必要ですが、別表(二)は同族グループ毎に付番することになっているので、そのまま判定要件具備のようです。

◇◇おわりに◇◇

このたび、弊社HP開設にともない【abeam 通信】を発行することとなりました。

定期的に発行していく予定ですので、どうぞよろしくお願い致します。

記事に関するご意見・ご要望、その他お問合せ等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

ご連絡先 ◎TEL 022-225-5090

◎E-Mail info@abeam-m.co.jp

株式会社アビームマネジメント／税理士法人アビームマネジメント